

# 川崎市石川記念武道館 利用料金改定のお知らせ

## 1. 改定理由

利用する方としない方との負担の公平性・公正性の確保と令和元年11月の消費税の引上げ分の適切な転嫁のための取組として、使用料の見直しを行います。

## 2. 改定対象

- 施設専用利用料（柔道場・剣道場）
- 個人利用料（スポーツデー）

## 3. 改定日

令和5年4月1日(土)

＝経過措置＝

令和5年3月31日までに利用の手続きをした場合、実際の利用日が4月1日以降であっても、改定前の料金が適用されます。

## 4. 改定例

	旧料金(令和5年3月31日申請分まで)	新料金(令和5年4月1日申請分から)
施設専用利用料 (例: 柔道場 入場料徴収なし 午前区分利用)	1,760円	1,930円
個人利用料 (例: スポーツデー)	220円	240円

※令和5年3月31日までに利用の手続きをしたものについては、令和5年4月1日以降の利用日であっても改定前の料金が適用されます。

川崎市石川記念武道館 館長

石川記念武道館 団体施設利用料金					
場所	午前	午後1	午後2	夜間	全日
	9:00～12:00	12:10～15:10	15:20～18:20	18:30～21:30	9:00～21:30
柔道場	1,930円 (2,310円)	2,290円 (2,740円)	2,660円 (3,190円)	3,020円 (3,620円)	9,070円 (10,880円)
剣道場	1,930円 (2,310円)	2,290円 (2,740円)	2,660円 (3,190円)	3,020円 (3,620円)	9,070円 (10,880円)

※( )内は土・日及び祝日料金です。

個人利用の利用料金					
場所	対象	午前	午後1	午後2	夜間
		9:00～12:00	12:10～15:10	15:20～18:20	18:30～21:30
柔道場	小学生以上18歳未満の者 18歳以上の学生	120円			
剣道場	18歳以上の者(学生を除く)	240円			

※受付で利用券をご購入ください。18歳以上の学生の方は、受付で学生証の提示をお願いします。

※個人利用の料金は各時間帯1回ごとです。続けて利用する場合は、1回利用することにより一度退出し、再度利用料金がかかります。

※個人利用は、体力づくりヨガ・空手・なぎなた・剣道・柔道・合気道・少林拳法がご利用できます。

利用回数券		
小人	小学生以上18歳未満の者 18歳以上の学生	120円券×6枚 600円
大人	18歳以上の者(学生を除く)	240円券×6枚 1,210円

※受付でご購入ください。購入時に枚数のご確認をお願いいたします。